

令和6年度都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

【本調査の対象年度について】

本調査の対象年度は以下のとおりです(令和6年度の担当者が把握可能な最新年度)。

- ・令和6年度の検診体制（市区町村や検診機関のチェックリスト遵守状況）
- ・令和4年度の検診のプロセス指標※

※ プロセス指標に関する対象年度は、令和3年度または令和5年度も本調査では可とします。
(都道府県によっては直近の地域保健・健康増進事業報告公表値や1年前の検診データを集計・分析しているため)

【回答時の注意事項】

- 令和6年度の業務として行った内容（実績）に基づき、すべての項目にご回答ください。
- 回答期限（令和7年8月）までに完了した場合は○、回答期限以降に確実に完了予定の場合は△、未実施（今後も実施予定無し）の場合は×にご回答ください。
- すべての市区町村がある検診機関で実施している場合のみ○にご回答ください。
 - 「すべての市区町村がある検診機関で実施している場合のみ○にご回答ください。」本調査における検診機関とは、実際に検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指します。
 - 回答欄が検診方式（集団/個別）別に分かれている項目については、集団/個別検診各々の状況についてご回答ください。
 - 「集団検診と個別検診を実施しているが、プロセス指標値を検診方式別に集計していない」場合は本調査では両回答欄に×と回答してください。
 - 「集団検診と個別検診を実施しているが、精度管理評価に関する検討を検診方式別に行っていない」場合は、本調査では両回答欄に×にご回答ください。
- さらに、胃がん検診の回答欄が検査方法（エックス線/内視鏡）別に分かれている項目については、エックス線/内視鏡各々の状況についてご回答ください。
- 「胃部エックス線と胃部内視鏡検診を実施しているが、プロセス指標値を検査方法別に集計していない」場合には、本調査では両回答欄に×にご回答ください。
 - 「胃部エックス線と胃部内視鏡検診を実施しているが、精度管理評価に関する検討を検査方法別に行っていない」場合には、本調査では両回答欄に×にご回答ください。
- 対象年度の検診を実施していない場合は、ご回答不要です。
- 令和4年度（令和3年度または令和5年度）に胃部内視鏡検診をまだ開始していない（令和6年度には集計できるデータがまだない）場合はプロセス指標に関連する設問には回答不要ですが、令和6年度の体制に関する設問※にご回答ください。
- ※2(1)、6(1)～6(4)、8(1)～8(1-2)、8(2)～8(4)、9(1)～9(1-1)、9(1-3)～9(2-1)、9(2-3)～9(4)、10(1)～10(1-1)、10(1-3)、10(1-5)～10(1-7)、10(2)

[illegible]

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

1. 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営		解説/回答基準 (令和6年度の実施体制についてご回答ください)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん	
(1)	がん部会は、保健所、医師会及びがん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師、診療放射線技師（※）等の、がん検診に係わる専門家によって構成されていますか ※ 胃がん、肺がん、乳がん部会のみ	①すべての関係者が揃っているのが望ましいですが、少なくとも医師会が参加している場合は○とご回答ください ②専門家による精度管理の協議が行われている場合には、異なる名称であっても生活習慣病検診等管理指導者協議会（各がん部会）の活動とみなしてご回答ください		○	○	○	○	○	
(2)	がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、細胞診判定施設（※）、精密検査機関等と調整を行っていましたか ※子宮がん部会のみ	専門家による精度管理の協議が行われている場合には、異なる名称であっても生活習慣病検診等管理指導者協議会（各がん部会）の活動とみなしてご回答ください		○	○	○	○	○	
(3)	令和6年度のがん部会を開催しましたか	①適切な検討を行うには委員同士の意見交換が必要なため、本調査では「協議」が行われている場合のみ○とご回答ください ②オンライン開催の場合は委員の協議が行われていれば○とご回答ください ③書面やメールによる持ち回り決議では協議が行われなかったため×とご回答ください		○	○	○	○	○	
(4)	年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会（注1）を開催しましたか	①生活習慣病検診等管理指導協議会から委託を受けた外部機関（例：対がん協会支部など）が開催している場合も○とご回答ください ②オンライン開催や、動画配信（一定期間を設けて自由に視聴する形式）による講習会でも○とご回答ください ③資料配布のみの場合は×とご回答ください		胃がん (エックス線)	胃がん (内視鏡)	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
				×	×	×	×	×	×

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

[illegible]

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

[illegible]

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

[illegible]

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

[illegible]

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

[illegible]

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

[illegible]

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

[illegible]

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

[illegible]

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

[illegible]

「10. 評価と改善策の公表」で公表済み（○）と回答された場合	
11. 主要な情報を公開しているホームページのアドレス（URL）をご記入ください	
胃がん	https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/000046659.htm
大腸がん	https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/000046659.htm
肺がん	https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/000046659.htm
乳がん	https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/000046659.htm
子宮頸がん	https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/000046659.htm

ご記入いただいたURLは、国立がん研究センター等のHPIに掲載する場合がありますが(リンク紹介ページ等)、掲載にご了承いただけない場合は、連絡事項欄(次ワークシート)にその旨ご記載ください。

(注1) 生活習慣病検診等従事者講習会とは、「健康診査管理指導等事業実施のための指針(平成20年、健総発第0331012号、厚生労働省健康局総務課長通知)」において概ね下記の内容が示されている(抜粋・改変)

- ・胃がん検診読影従事者講習：胃がんの臨床、早期胃がんの診断、エックス線写真の読影方法、ダブルチェックの実習等
- ・胃がん検診エックス線撮影従事者講習：エックス線写真の撮影方法、現像技術、放射線被曝、エックス線撮影装置の維持管理、実技指導等
- ・大腸がん検診従事者講習：検体の処理、精度管理の実際等
- ・肺がん検診読影講習：肺がんの臨床、早期肺がんの診断、エックス線写真の読影方法、二重読影・比較読影の実習等
- ・肺がん検診細胞診従事者講習：検体の処理、染色技術、細胞診の実際、精度管理の実際、標本の整理等
- ・乳がん検診従事者講習：乳房エックス線検査の方法等
- ・子宮(頸)がん検診細胞診従事者講習：検体の処理、染色技術、細胞診の実際、精度管理の実際、標本の整理等

(注2) 乳がん検診、子宮頸がん検診は除く

(注3) 初回受診者及び逐年検診受診者等の受診歴別

- ＜初回受診者の定義＞
- ・過去3年に受診歴がない者(胃がん※/大腸がん/乳がん/子宮頸がん)
 - ・前年に受診歴がない者(肺がん)
- ※過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者

(注4) 精検受診、精検未受診、精検未把握の定義

- 【精検受診】 精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細(精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て)を申告したもの
- 【精検未受診】 要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの(受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの)及び精密検査として不適切な検査(※)が行われたもの
- ※たとえばペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ、便潜血検査の再検のみ、喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診再検のみ、ASC-USを除く要精検者に対する細胞診のみの再検など
- 【精検未把握】 精密検査受診の有無が分からないもの、及び(精検受診したとしても)精密検査結果が正確に報告されないもの結果が正確に報告されないもの。
- なお、胃内視鏡検診では下記の整理とする
- 【精検受診】 検診時生検を行った者については、生検の結果報告があったもの。検診時生検未実施でその後ダブルチェックで要再検査となった者については、精検機関より再検査結果の報告があったもの、もしくは再検査受診者が詳細(再検査の受診日・受診機関・検査方法・検査結果の4つ全て)を申告したもの※。
- 【精検未受診】 検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査を受けなかったことが判明しているもの、及び再検査として不適切な検査(ペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ等)が行われたもの。
- 【精検未把握】 検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査受診の有無が分からないもの、及び(再検査を受診したとしても)再検査の結果が正確に報告されないもの。
- ※以下の場合、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「胃がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。
- ・同時生検受診者のうち、病理組織診断の結果が不明なもの(未報告を含む)。
 - ・同時生検後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査未受診、再検査受診の有無が不明、及び再検査の結果が正確に報告されないもの。

(注5) 依頼文書の雛型は「科学的根拠に基づくがん検診推進のページ 精度管理ツール(雛型集)」参照

<http://canscreen.ncc.go.jp/management/taisaku/hinagata.html>